

別記様式（第5条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度福津市福祉避難所運営協議会														
開催日時	令和7年12月16日（火）午前10時00分から 午前10時30分まで														
開催場所	福津市役所 本館2階 庁議室														
委員名	<p>(1) 出席委員</p> <p>■児玉 知樹 ■福山 伸之 ■天野 幸治 ■荒牧 健太 ■中島 浩 ■芹野 伊津美 ■大庭 武志 ■平田 健三</p> <p>(2) 欠席委員</p> <p>■青山 拓朗</p>														
所管課職員職氏名	<table> <tbody> <tr><td>高齢者サービス課長</td><td>桑野 晃明</td></tr> <tr><td>いきいき健康課長</td><td>寺島 徹</td></tr> <tr><td>防災安全課長</td><td>樋村 清滋</td></tr> <tr><td>健康福祉部福祉課長</td><td>羽田野 美奈</td></tr> <tr><td>福祉課福祉総務係長</td><td>諸石 聰</td></tr> <tr><td>福祉課福祉総務係</td><td>箕輪 景</td></tr> </tbody> </table>			高齢者サービス課長	桑野 晃明	いきいき健康課長	寺島 徹	防災安全課長	樋村 清滋	健康福祉部福祉課長	羽田野 美奈	福祉課福祉総務係長	諸石 聰	福祉課福祉総務係	箕輪 景
高齢者サービス課長	桑野 晃明														
いきいき健康課長	寺島 徹														
防災安全課長	樋村 清滋														
健康福祉部福祉課長	羽田野 美奈														
福祉課福祉総務係長	諸石 聰														
福祉課福祉総務係	箕輪 景														
会議	議題 (内 容)	<p>(1) 令和7年度福津市福祉避難所開設状況報告について (2) 医療型福祉避難所登録状況報告について (3) 福祉避難所開設・運営マニュアルの一部改正について (4) その他</p>													
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開													
	非公開の理由	—													
	傍聴者の数	—													
	資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・レジュメ ・令和7年度福津市福祉避難所運営協議会名簿 ・福津市福祉避難所運営協議会規則 ・福祉避難所開設・運営マニュアル（案） ・福津市福祉避難所開設・運営マニュアル 改正新旧対照表 													
会議録の作成方針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 記録内容の確認方法													

その他の必要事項	議事録署名人	印
	議事録署名人	印

審議内容　（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1 開会	大庭健康福祉部長あいさつ
2 委嘱状交付	福井市長による委嘱状の交付。
3 市長あいさつ	福井市長あいさつ
4 委員・事務局 自己紹介	
5 会長及び副会長の互選	会長に荒牧委員、副会長に児玉委員が選任。
6 会長あいさつ	荒牧会長による挨拶。会議の公開の了承。会議録署名人の確認（天野委員、芹野委員）。
7 議題	<p>「（1）令和7年度福津市福祉避難所開設状況について」 (事務局)</p> <p>令和7年度は、8月10～12日に大雨のため「ふくとぴあ」に福祉避難所を開設しました。福祉避難所利用者は、3世帯計10名のうち5名が要配慮者の方でした。今回の課題は、「ふくとぴあ」は浸水想定区域に含まれており、1階部分が浸水したこと、2階を避難所として利用したことです。今後は、大雨の際の福祉避難所は、「中央公民館」の開設が想定されます。</p> <p>その他に、自宅が浸水した世帯の方から、自宅の片付けのため介護が必要な高齢のご両親を福祉避難所へ預けたいと申し入れがありました。福祉避難所は、介助者がいないと避難ができないためお断りし、ケアマネジャーに相談していただくようにお伝えしました。土曜日や日曜日の場合は、ケアマネジャーと連絡が取れない可能性がありますが、その場合協定締結福祉避難所として、各施設での受け入れが可能であるかをお伺いしたいです。</p> <p>(児玉委員)</p> <p>ナーシング・ケア宗像の場合は、相談していただければ、受け入れは可能です。</p> <p>(福山委員)</p> <p>水光苑は、日曜日は営業していませんが土曜日・祝日は対応可能です。ベッドの空き状況等相談の上での対応となります。</p> <p>(天野委員)</p>

津屋崎園に関しましては、ショートステイ等の入所系がありますので、受け入れは可能です。

(事務局)

ありがとうございます。今後、同様の依頼があった場合には、相談させていただきますので、よろしくお願ひいたします。後、被災後の対応になりますが、防災安全課の行政区毎の住宅の被災状況表を基に、地域の民生委員・児童委員の方に避難行動要支援者名簿登録者の状況確認をしていただきました。登録者の方は、全員無事が確認できています。

「（2）医療型福祉避難所登録状況」

(事務局) 医療型福祉避難所の登録者数は、現在9名でうち医療的ケア児が8名、在宅人工呼吸器使用中の医療的ケア児が5名です。今年度からは在宅人工呼吸器使用中の医療的ケア児に対して、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一緒に訪問調査を実施しています。訪問では、個別避難計画の作成及び医療型福祉避難所の登録を進めています。

「（3）福祉避難所開設・運営マニュアルの一部改正について」

(事務局)

マニュアルの10ページ、1福祉避難所対象者の把握のところで、「各避難所担当派遣職員（市民班）」と記載されているところが2箇所あります。こちらについて、各避難所担当派遣職員は、市民班に限ったことではないため、「（市民班）」については削除させていただいてよろしいでしょうか。

同じく10ページの2協定締結福祉避難所の開設のところで、「福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣します。当面は、24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保します。」としていますが、職員は介護専門職ではないため、避難所での介助等ができないこと、また開設・運営に関しては、災害対策本部や福祉総務係で対応を行うため、職員派遣の必要性は低いと考えています。そのため職員の派遣については削除し、「保健福祉班は、開設・運営事業所等からの相談を受け付け必要に応じて支援を行います。」に変更してもよろしいでしょうか。またそれに伴い16ページの協定締結福祉避難所の開設から閉鎖までの流れ（イメージ）についても、福祉避難所担当職員の派遣に係る文言を削除してもよろしいでしょうか。

(荒牧会長)

福祉避難所開設・運営マニュアルの一部改正について、一部改正を行うということでおよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(荒牧会長)

それでは、福祉避難所開設・運営マニュアルの一部改正を今月付けて実施ということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(荒牧会長)

それでは、今月付けてマニュアルの改正をお願いします。

「(4)その他」

(事務局)

医療型福祉避難所登録の医療的ケア児の保護者の方から避難の際に一番大変なのは、子どもの食事の準備だという意見が出ています。実際に避難する際に、介護食が必要な医ケア児の食事を準備して避難すると荷物が増え、準備に時間がかかるため、避難先で介護食の準備があればとても助かるという希望がありますが、水光苑に避難した場合に、介護食等の対応は可能でしょうか。

(福山委員)

対応は可能ですが、食材の確保等の準備が必要になりますので、最低限の食事を準備していただいた上で、翌日から食事を提供するというのが現実的と考えます。

(事務局)

ありがとうございます。安心されると思います。

(芹野委員)

8月の大雨の際に、福祉避難所までたどり着けないため、一般の避難所に避難された高齢者の方がいました。一般の避難所では、ベッド等がないため、横になることができなかつた。雨が治まってから自宅に帰られたが、福祉避難所に移動するとしたらどういった方法がありますか。

(事務局)

避難所への移動に関しては、ご自身やご家族等の協力を得て行っていただく必要があります。

(芹野委員)

一人暮らしで頼れる方がいない場合はどのようにしたらよろしいですか。

(事務局)

介助が必要で、介助を行う方がいない場合は、協定締結福祉避難所の対象者になりますので、各施設に相談することが可能になります。

(芹野委員)

介護サービスが入っていると聞いています。

(事務局)

介護認定を受けられているのであれば、ケアマネジャーとあらかじめ災害時の避難についてどのように行うのか計画を立てていただいていた方がよいと思います。

(芹野委員)

わかりました。これから民生委員としても周知していきたいと思います。

(事務局)

これをもちまして、協議会を終了させていただきます。